

## 令和7年度代表者会議グループミーティングまとめ

参加者	令和7年度代表者会議出席者		
日付	令和8年 4月 15日	時刻	15:45 ~ 16:35
場所	水産ビル8階A会議室	書記	

件名	テーマ：「安全な農作業のために―農作業事故を未然に防ぐ―」
----	-------------------------------

【現状はどうか・どのようなことがあったか】
・疲労等で事故やけがは多くしている。
・従業員は外注でやっていて、死亡事故など発生したことがある。
・外注先に労基が入ったことがある。
・会員がバンカーの壁から落ちて骨折したことはある。
・タイヤショベルからの降りる際の転落事故があった。
・バンガーサイロのシート掛けの際に強風が吹き、タイヤが滑り落ち衝突事故が起きた。
・バンガーサイロからの転落事故があった。
・ミキサーへの転落事故があった（ミキサー停止中）。
・事故や何かあった場合は全員参加している LINE で一斉送信している（情報の共有）。
・部品交換中に部品が落下し足の指を骨折した。安全靴は履いていなかった。
・ショベル運転中に段差に乗り上げて横転しかけた。
・ヘルメットしていない、時間とともに意識が薄れる、シート掛けが夜間になりがち。
・夜間のシート掛けで過去に事故があった。
・教育が上手くいかない。
・牛舎にぶつけるなどの基本的ヒューマンエラーが多い。
・冬期にクロスシートが滑る。
・高所からのタイヤ落下。
・クロスシートが黒なので見づらい。
・残業過多。
・突風による事故。

- ・ヒューマンエラー→ミスする人が固定。
- ・週 40 時間も、人が集まらないので厳しい。
- ・農繁期が完全に厳しい。(状況に沿った労基法を作ってほしい、一般と農業は違う)
- ・バンカーの安全ベルトは現実的に危ないのもある。
- ・リフトの事故があった。
- ・シート作業中に雨で滑ってケガ。ヘルメットルールを作ったが着用しなくなっている。
- ・意識はあるが、いきわたっていない

【どんな事故対策をしているか】

- ・管理者資格を取り始めている。
- ・コンサルを導入し指導を受けたことがある。
- ・作業ルールを決めている しかしいきわたっていない。
- ・ヘルメット、反射チョッキの着用。
- ・餌の製造等、業務委託しており車両事故等は委託側で処理。
- ・保険関係は契約している。農業労災保険などは入っている。農協は農協の労災入っている。
- ・夜の作業などはやはり作業灯は支給している。
- ・対策として柵の設置を行った。
- ・夜間は反射付きのものを着用。
- ・日々のミーティング、社員教育、外部委託業者への安全教育。
- ・誘導員の配置、無線（トランシーバー）でリアルタイムの情報共有。
- ・バンカーの壁を 3m にして、草を 2.8m くらいに抑える。
- ・バンカーの幅を広げる、スタックを活用して高さを抑える。
- ・クロスシートの色を透明にする。
- ・危険事項の周知徹底を図る。
- ・新しい設備の導入による効率向上を図る。
- ・4 週 6 休にしている、月 6~8 日休みを入れているが 1 番まで（2.5 カ月は過重労働になる）。
- ・36 協定は出さないとダメ。
- ・労基法でチェック表、タイムカード、導線（機械）等も作らないと厳しい。

・車両、ダンプ等機械安全運転管理者必要。

・人が集まらない。自信をもって言える労働環境をつくるしかない。

・ルールを決めて徹底している、一人で作業しない、当番制、壊れた施設は直す。

・年一回、安全指導をしている。

・逐一話し合っけて気を付けている。

・安全対策講習を実施している。

・作業前に、今日の作業の危険性を認識する場の仕組みが必要。

・手作業をなくす。

・小さい事でも報告をもらうようにしている。

・声掛けをするようにしている。

・暗い時は危ないので作業しないようにしている。

#### 【暑熱対策】

・休憩室にエアコン設置。

・冷たい飲み物の常備。

・日中の作業をなるべく減らす。

・作業車のエアコンクリーニングを定期的に行う。

#### 【課題、困りごと】

・安全対策による意識がいきわたらない。

・ヘルメット着用してもらえない。(死亡事故が起きてからヘルメット着用が自然とできてきた)

・構成員は収穫時期しかいないから、年間だと結構お金がかかる。

・保険のかけかたがもっと融通利けばよい。

・ミキシングの粉がすごいのでプロの掃除、点検をやってもらって、研修を開きたい。

・作業に必要な道具は一通り支給している。搾乳後の作業だから秋は暗い。

・フォークリフト作業免許が大きな自治体しか受けられないのもっと受けられる体制がほしい。

・マンパワー（人手）の確保。

・農水省への働きかけ。

【労災・保険について】

- ・ 事故要因はいくつもあるが、労災と認められない場合が多い。
- ・ 社労士に入ってもらい対策する必要がある。
- ・ 会社で新しく人を雇うときは社労士を通す。
- ・ 労災保険は従業員以外でも出入りする人も対象に保険加入している。
- ・ 会社が入る保険とは別に個人で入る保険も考える必要がある。
- ・ 死亡保険はそのまま保険金として受け取れない。様々な計算が入り実際の受取額は少なかった。

【まとめ】

- ・ 安全に作業できる環境の構築が必要。すぐにできなくても打合せし全体の責任で実行する。
- ・ 機械に巻き込まれる事故等もあるため、古い機械にもカバー等の対策。
- ・ エンジンを必ず切る。
- ・ ヘルメット、反射ベスト、安全靴は会社で用意。反射ベストは夜に目立つので非常に有効。
- ・ できる限り委託。
- ・ 一人作業は行わない。必ず人を付けて作業をする。
- ・ ゆとりが必要、特に上役がゆとりを持つこと→時間的ゆとり、人間的ゆとり、経済的ゆとり。

以上